

令和4年9月14日

運賃収入の増加を目的としない運賃の上限の変更に関する処理方針

国土交通省鉄道局鉄道事業課

1. 基本方針

鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）が、旅客需要の平準化等による利用者利便の向上を目的に、運賃の上限を変更した上で、運賃収入を増加させないことを前提に、変更した上限の範囲内において割増の運賃と割引の運賃を組み合わせた設定（以下「変動運賃制」という。）を実施する場合は、以下のとおり処理することとする。

- ① 本方針では、運賃を変動させることにより、運賃収入を増加させない範囲で旅客需要を変動させることなどを目的とするものを対象とすることとし、運賃収入の増加を図ることを目的と判断されるものは対象としない。
- ② 運賃の上限の変更については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第1項及び軌道法（大正10年法律第76号）第11条第1項の規定による認可により実施することとし、上限の範囲内における割増及び割引の運賃の設定については、鉄道事業法第16条第3項及び軌道法第11条第2項の規定による届出により実施することとする。
- ③ 変動運賃制の実施に当たっては、利用者利益の保護の観点にも十分配慮することとする。

2. 認可の手続

- ① 鉄道事業法第16条第2項の規定及び平成8年12月11日鉄業第81号の通達による審査においては、変動運賃制の目的に鑑み、総括原価については平年度において変化しないものとして取り扱う。
したがって、変動運賃制の実施により変更された運賃に基づき算出した運賃収入と、変動運賃制による変更が行われなかった場合の運賃に基づき算出した運賃収入を適切な方法で比較及び検証を行い、変動運賃制の実施によって運賃収入が増加しないことをもって、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないとみなすこととする。
- ② この場合において、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領（平成12年3月1日鉄業第10号）」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領（平成12年3月1日鉄業第11号）」は適用しない。
- ③ 変動運賃制は一定の期限を定めて実施することとし、認可に当たっては、期限等必要な条件を付すこととする。

- ④ 運賃の上限の変更については、利用者利益の保護の観点から適切なものであることを確認の上で認可することとする。

3. 変動運賃制の実施に必要な事項

(1) 計画の策定

変動運賃制の実施を希望する鉄道事業者は、運賃の上限の変更の申請に当たっては、認可申請に必要な書類のほか、以下の事項を盛り込んだ計画を提出する。

- ・達成しようとする目標
- ・変動運賃制の実施期間

(考え方) 効果検証を行う期間を含め、最長でも3年程度とする。

- ・変動運賃制を実施する区間
- ・設定しようとする運賃（割増及び割引となる運賃の改定率）
- ・割増及び割引となる運賃の改定率の根拠となる事項（運賃収入が増加しないことの根拠となる資料を含む。）
- ・効果検証の方法

(考え方) 景気の動向や鉄道事業者の施策による旅客需要への影響等も勘案した上で、変動運賃制の実施の効果が検証できる方法によることとする。

(2) 利用者への情報提供、配慮等

鉄道事業者は、変動運賃制の実施に当たっては、十分な時間的な余裕をもって周知を行う等、利用者の理解が得られるよう努めることとする。また、割引となる運賃の適用を受けることが困難な利用者にも十分配慮する等、利用者間で著しい不公平が生じないように努めることとする。

(3) その他

鉄道事業者は、効果検証の適切な実施を確保するため、変動運賃制の実施期間中は、実施する区間において総括原価に著しい影響を及ぼすことが明らかなダイヤ改正等を行わないこととする。

以上